

## NHKインターネット活用業務実施基準（素案）に対する意見

当連盟はこれまで、2016年9月の総務省「放送を巡る諸課題に関する検討会」第一次取りまとめで提言された「NHKの業務・受信料・経営の在り方は、相互に密接不可分なものであり、一体的に改革を進めていくことが必要である」とする“三位一体改革”に賛同の意を表明してきました。受信料体系・水準等のあり方を含めて、抜本的な改革を目に見える形で着実に進めていただくことを期待します。

多様な民間事業者がプレイヤーとして存在するインターネット空間において、放送を行うことを目的として設立され、受信料財源で運営されているNHKが果たすべき役割は明らかではありません。NHKのインターネット活用業務のあり方は、NHK自身がまずインターネット空間で公共の福祉にどのように貢献するのか全体像を示したうえで、国民・視聴者の公平負担のあり方、言論・情報流通の多様性の確保、市場の競争環境への影響をはじめ、多角的な観点から国民的議論が行われる必要があると考えます。今回、テレビデバイスでの見逃し配信サービスを開始する考えが示されましたが、本来の放送との関係性をどのように考えるかなどについて十分な説明があるべきです。

また、「インターネット活用業務の社会実証」については、国民・視聴者がNHKに期待する役割やニーズを把握するための施策と理解しますが、具体的な計画が明らかになっていないため、是非や妥当性が評価できません。

実施基準変更案の第20条2の第2項では、「第13条から第15条までの規定と異なるものとする」とありますが、この規定が乱用されることがあってはなりません。

NHKには、「社会実証」の内容、実施方法等の具体的計画を早期に開示して、民放事業者を含め幅広く関係者の意見を聴取し、丁寧に検討を進めるよう要望します。

また、国民・視聴者および関係者に判断材料を提示する観点から、実証で明らかとなった知見が広く共有され、客観的に検証されることがきわめて重要です。そのため、実証で得られたデータを全面的に開示いただくことを要望します。

地方向けの放送番組の配信の拡充に関しては、改正放送法審議時の衆参両院の総務委員会の附帯決議で、常時同時配信を行う際に「民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること」をNHKに求めていることも踏まえ、地域住民や民放ローカル局に丁寧に説明いただくことが重要と考えます。

以 上